長柄町空き地バンク制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、長柄町内における空き地の情報収集及び情報発信を行うことによりその有効活用を図り、空き地の荒廃防止及び定住促進並びに産業振興よる地域の活性化を図るため、空き地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　空き地　町内に在し、現に活用していない（近く活用しなくなる予定ものを含む。）土地で農地以外のものをいう。

（２）　所有者等　当該空き地に係る所有権又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者をいう。

（３）　空き地バンク制度　空き地を所有し、その提供を希望する所有者等に関する必要な情報の登録及びこの制度を利用し、空き地の利用又は購入を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する情報の登録を通じ、所有者等及び利用希望者に対し必要な情報を提供する制度をいう。

（登録の申込み等）

第３条　空き地バンク制度による空き地の登録を受けようとする所有者等は、長柄町空き地バンク登録申込書（様式第１号）及び承諾書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と認めるときは空き地バンク台帳に登録するものとする。

３　町長は、前項の規定による登録（以下「空き地バンク登録」という。）をしたときは、長柄町空き地バンク登録通知書（様式第３号）により、当該所有者等に通知するものとする。

（登録事項変更の届出）

第４条　空き地バンク登録を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、空き地バンク台帳に登録された事項に変更があったときは、長柄町空き地バンク登録変更申出書（様式第４号）に登録事項の変更内容を記載し、遅滞なく町長に届け出なければならない。

（空き地バンク登録の取消し）

第５条　町長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、空き地バンク登録を取消し空き地バンク台帳から当該空き地に係る登録事項を削除するとともに、長柄町空き地バンク登録取消通知書（様式第６号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（１）　当該空き地に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（２）　長柄町空き地バンク登録抹消申出書（様式第５号）の届出があったとき。

（３）　その他町長が適当でないと認めるとき。

（利用希望者の要件）

第６条　利用希望者は、次の各号のいずれかの者とする。

（１）　空き地を有効活用して、長柄町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

（２）　空き地を有効活用して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

（３）　その他町長が適当と認める者

（利用希望者の登録等）

第７条　利用希望者は、長柄町空き地バンク利用登録申込書（様式第７号）及び誓約書（様式第８号）により町長に申し込むものとする。

（利用希望者の登録の取消し）

第８条　町長は、前条の申込書を提出した利用希望者（以下「利用登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、空き地バンク利用登録台帳から当該利用登録者に係る登録事項を削除するとともに、長柄町空き地バンク利用登録取消通知書（様式第９号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

（１）　前条各号に規定する要件を欠くものと認められるとき。

（２）　空き地を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

（３）　申込内容に虚偽があったとき。

（４）　空き地バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

（５）　その他空き地バンク利用登録台帳に登録されていることが不適当と町長が認めたとき。

（利用登録者の登録内容変更）

第９条　利用登録者は空き地バンク利用登録台帳に登録された事項に変更があったときは、長柄町空き地バンク利用登録内容変更申出書（様式第 10 号）に登録事項の変更内容を記載し、町長に届け出なければならない。

（個人情報の取扱い）

第 10 条　物件登録者及び利用登録者は、空き地バンクにおける個人情報の取扱いについて次の事項に留意するものとする。

（１）　個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

（２）　個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

（３）　空き地バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。

（４）　個人情報は、利用終了後速やかに廃棄又は、消去その他適正な措置を講じなけれ

ばならないこと。

（５）　個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（適用範囲）

第 11 条　町長は、物件登録者と利用登録者との間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。